

あいち消防団応援の店事業の表示証等デザイン使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、あいち消防団応援の店事業実施要綱第6条の規定に関し、表示証、消防団員カード及び消防団員家族カードのデザイン(以下「表示証等デザイン」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項について定めるものとする。

(使用承認の申請等)

第2条 表示証等デザインを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめあいち消防団応援の店事業の表示証等デザイン使用承認申請書(以下「申請書」という。)(様式第1号)に必要な書類を添えて、愛知県防災安全局防災部消防保安課長(以下「消防保安課長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次に掲げる場合は、消防保安課長の承認を得ずに使用することができるが、いずれの場合も表示証等デザインを改変してはならない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合。
- (2) 協賛店舗等を営む者及びその属する公共的団体が表示証の交付を受けた協賛店舗等に関する広告等で表示する場合。

ただし、次に掲げるものについては使用を認めない。

- ア 表示証等デザインを商品化することを目的とするもの。
- イ 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とするもの。
- ウ 法令や公序良俗に反するおそれがあるもの。
- エ その他、消防保安課長が不適切と認めるもの。

- (3) 新聞、テレビ等報道関係機関が報道目的に使用する場合。

(使用承認基準)

第3条 消防保安課長は、第2条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を次の審査基準により審査する。

- (1) 使用する目的及び方法が、あいち消防団応援の店事業(以下「事業」という。)を周知し、消防団活動の活性化及び消防団員の確保を図り、もって地域防災力の充実強化に資すると認められる内容であること。

- (2) 申請者が良好な活動実績を有する等、事業実施能力があると認められること。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、表示証等デザインの使用を承認しない。

- (1) 事業の目的の達成に資すると認められない場合。
- (2) 使用目的が明らかでない場合。
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれがある場合。
- (4) 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがある場合。
- (5) 専ら営利目的で使用する場合。
- (6) 表示証等デザインを改変して使用する場合。
- (7) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合。
- (8) その他、消防保安課長が表示証等デザインの使用について不適切と認める場合。

(使用承認通知)

第4条 消防保安課長は、表示証等デザインの使用を承認する場合は、表示証等デザイン使用承認書(様式第2号)を申請者に交付する。

(不承認通知)

第5条 消防保安課長は、表示証等デザインの使用を承認しない場合は、申請者に対しその旨を文書により通知する。

(デザイン使用料)

第6条 表示証等デザインの使用料は、無償とする。

(使用期間)

第7条 表示証等デザインの使用期間は、使用を承認した日の翌日から起算して5年とする。

2 前項の使用期間終了後において、引き続き表示証等デザインを使用しようとするときは、あらかじめ第2条に定める申請書を提出し、承認を受けなければならない。

(使用承認の取消等)

第8条 消防保安課長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取消し、申請者に対して使用物件の回収を求める等の措置をとることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により承認を受けた場合。
- (2) 使用承認条件に違反して使用した場合。
- (3) その他、知事が必要と認める場合。

2 前項の規定による使用承認の取消しにより生じた回収費用等のいかなる損害についても、愛知県は補償しない。

(補足)

第9条 この規程に定めのない事項が生じたときや、この規定の解釈について疑義を生じたときは、協議の上解決する。

附 則

この規程は、平成29年1月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

表示証 大 (縦210ミリメートル 横148ミリメートル)



あいち 消防団応援の店

私たちは、地域の安全・安心を守る
消防団を応援します。

団員カードまたは団員証・家族カードをご提示ください。



表示証 小（縦 54 ミリメートル 横 65 ミリメートル）



消防団員カード（縦 54 ミリメートル 横 85.6 ミリメートル）

（表面）



（裏面）

所 属	消防団
団員氏名	No.0000000

利用上の注意事項

- ① 記名された消防団員が利用できます。
また、全国消防団応援の店を利用するための消防団員証としても使用できます。
- ② 本カードを利用する場合は、あらかじめ店舗等で提示するとともに、サービス内容を確認してください。
- ③ 本カードは他人に貸与・譲渡することはできません。
- ④ 紛失、盗難の場合は交付を受けた市町村、消防本部等の窓口で再交付を受けてください。
- ⑤ 退団した場合は、交付を受けた市町村、消防本部等へ本カードを返却してください。
- ⑥ 有効期限を過ぎたカードは無効となります。
- ⑦ このカードを拾われた時は、お手数ですが、下記までご連絡ください。

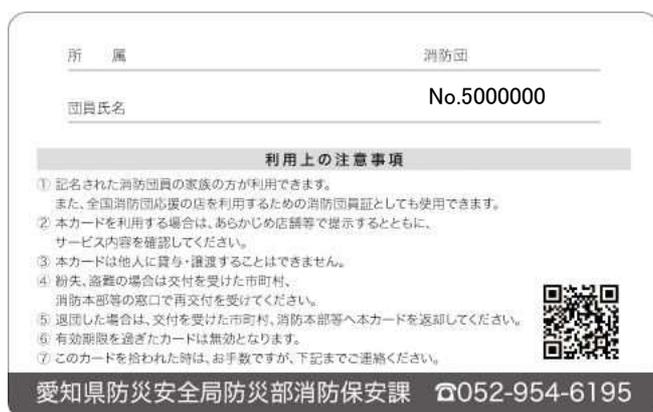
愛知県防災安全局防災部消防保安課 ☎052-954-6195

消防団員家族カード（縦 54 ミリメートル 横 85.6 ミリメートル）

（表面）



（裏面）



様式第1号

あいち消防団応援の店事業の表示証等デザイン使用承認申請書

年 月 日

愛知県防災安全局防災部消防保安課長 殿

申請者住所

氏名

(名称及び代表者名)

電話番号

あいち消防団応援の店事業の表示証等デザインを使用したいので、下記のとおり申請します。

使用にあたっては、あいち消防団応援の店事業の表示証等デザイン使用規程及び使用承認条件を遵守します。

記

使用目的	
使用方法	
使用期間	
添付書類※	
備考	

※使用方法がわかる書類を添付してください(必要に応じて事業計画書や団体組織概要等の資料の提出を求める場合があります。)

様式第2号

あいち消防団応援の店事業の表示証等デザイン使用承認書

年 月 日

様

愛知県防災安全局防災部消防保安課長

年 月 日付で申請のありました、あいち消防団応援の店事業の表示証等デザインの使用について、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

あいち消防団応援の店事業の表示証等デザイン使用承認申請書の記載のとおり

2 使用承認条件

- (1) 申請書の記載内容から変更があった場合は、再度申請書を提出すること。
- (2) 使用に係る物件の完成見本又は写真等を速やかに提出すること。
- (3) 使用に関し、県は損害賠償等の一切の責任を負わない。
- (4) その他